

用語の解説

(1) 諸率

① 出生

$$\text{父(母)の職業別(年齢階級別)出生率} = \frac{\text{父(母)の職業別(年齢階級別)出生数}}{\text{性・職業別(年齢階級別)人口}} \times 1,000$$

$$\text{父(母)の職業別標準化出生率} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{父(母)の職業・年齢階級別出生率} \\ \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口} \end{array} \right]}{\text{対象年齢範囲の基準人口の合計}}$$

② 死亡

$$\text{性・職業(産業)別(年齢階級別)死亡率} = \frac{\text{性・職業(産業)別(年齢階級別)死亡数}}{\text{性・職業(産業)別(年齢階級別)人口}} \times 1,000$$

$$\text{性・職業(産業)別年齢調整死亡率} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{性・職業(産業)・年齢階級別死亡率} \\ \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口} \end{array} \right]}{\text{対象年齢範囲の基準人口の合計}}$$

③ 死産

$$\text{出産数} = \text{出生数} + \text{死産数}$$

$$\text{父(母)の職業別死産率} = \frac{\text{父(母)の職業別死産数}}{\text{父(母)の職業別出産数}} \times 1,000$$

④ 周産期死亡

$$\text{周産期死亡数} = \text{妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}$$

$$\text{父(母)の職業別周産期死亡率} = \frac{\text{父(母)の職業別周産期死亡数}}{\text{父(母)の職業別出生数} + \text{父(母)の職業別妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{父(母)の職業別早期新生児死亡率} = \frac{\text{父(母)の職業別早期新生児死亡数}}{\text{父(母)の職業別出生数}} \times 1,000$$

⑤ 婚姻

$$\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)婚姻率} = \frac{\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)婚姻数}}{\text{性・職業別(年齢階級別)人口}} \times 1,000$$

$$\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)無配偶婚姻率} = \frac{\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)婚姻数}}{\text{性・職業別(年齢階級別)無配偶人口}} \times 1,000$$

$$\text{夫(妻)の職業別標準化婚姻率} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{夫(妻)の職業・年齢階級別婚姻率} \\ \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口} \end{array} \right]}{\text{対象年齢範囲の基準人口の合計}}$$

$$\text{夫(妻)の職業別標準化無配偶婚姻率} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{夫(妻)の職業・年齢階級別無配偶婚姻率} \\ \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口} \end{array} \right]}{\text{対象年齢範囲の基準人口の合計}}$$

⑥ 離婚

$$\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)離婚率} = \frac{\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)離婚数}}{\text{性・職業別(年齢階級別)人口}} \times 1,000$$

$$\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)有配偶離婚率} = \frac{\text{夫(妻)の職業別(年齢階級別)離婚数}}{\text{性・職業別(年齢階級別)有配偶人口}} \times 1,000$$

$$\text{夫(妻)の職業別標準化離婚率} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{夫(妻)の職業・年齢階級別離婚率} \\ \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口} \end{array} \right]}{\text{対象年齢範囲の基準人口の合計}}$$

$$\text{夫(妻)の職業別標準化有配偶離婚率} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{夫(妻)の職業・年齢階級別有配偶離婚率} \\ \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口} \end{array} \right]}{\text{対象年齢範囲の基準人口の合計}}$$

注：出生、死産、周産期死亡における父の場合は、出生子及び死産胎児が嫡出子に限る。

(2) 職業及び産業

本統計で用いた職業及び産業は、統計基準である「日本標準職業分類（大分類）」及び「日本標準産業分類（大分類）」に準拠しており、下表の左欄に掲げる分類を右欄に掲げる職業名及び産業名で表章している。

職業

職業分類(大分類)	職業名	例示
A 管理的職業従事者	A 管理職	議員、会社社長、支店長、会社役員、法人・団体役員、会社部長、課長
B 専門的・技術的職業従事者	B 専門・技術職	システム設計者、医師、弁護士、教員、研究員、測量技術者、カウンセラー、音楽家、写真家
C 事務従事者	C 事務職	庶務、人事、企画、受付・案内事務員、秘書などの事務従事者
D 販売従事者	D 販売職	小売店長、卸売店主、販売店員、レジ係、不動産仲介人、保険セールスマン
E サービス職業従事者	E サービス職	介護職員、歯科助手、美容師、調理師、飲食店員、マンション管理人、観光案内人
F 保安職業従事者	F 保安職	自衛官、警察官、消防員、看守、警備員
G 農林漁業従事者	G 農林漁業職	農耕従事者、漁船船長、植木職人、造園師、家畜従事者
H 生産工程従事者	H 生産工程職	組立工、修理工、塗装工、鉄工、板金設備オペレーター、旋盤工、印刷・製本従事者、映写技師
I 輸送・機械運転従事者	I 輸送・機械運転職	電車・バス・タクシー運転士、航海士、車掌、クレーン運転者、発電員、ボイラー技士
J 建設・採掘従事者	J 建設・採掘職	大工、左官、とび職、配管工、電気工事士、土木作業員、坑内採鉱員、砂利採取員
K 運搬・清掃・包装等従事者	K 運搬・清掃・包装等職	郵便配達員、荷役運搬従事者、ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、ラッピング工
L 分類不能の職業	L 職業不詳	

産業

産業分類(大分類)	産業名	例示
A 農業、林業	A 農業、林業	米作農業、野菜農業、酪農業、養豚業、園芸サービス業、育林業、パルプ材生産業、炭焼業
B 漁業	B 漁業	底びき網魚業、釣・はえ縄漁業、魚類養殖業、真珠養殖業、のり類養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	鉄鉱業、石炭鉱業、天然ガス鉱業、採石業、玉砂利採取業
D 建設業	D 建設業	土木工事業、道路舗装工事業、建設工事業、電気工事業、建築リフォーム業
E 製造業	E 製造業	食料品製造業、織物業、医薬品製造業、鉄鋼業、自動車製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、上下水道業
G 情報通信業	G 情報通信業	携帯電話業、テレビ局、ラジオ局、ゲームソフトウェア業、インターネット付随サービス業、新聞業、出版業
H 運輸業、郵便業	H 運輸業、郵便業	鉄道業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運送代理店、こん包業
I 卸売業、小売業	I 卸売業、小売業	総合商社、建築材料卸売業、百貨店、スーパー、ホームセンター、ガソリンスタンド、通信販売、訪問販売
J 金融業、保険業	J 金融業、保険業	銀行、信用金庫、クレジットカード業、投資運用業、生命保険業
K 不動産業、物品賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業、総合リース業、レンタカー業
L 学術研究、専門・技術サービス業	L 学術研究、専門・技術サービス業	自然科学研究所、法律事務所、経営コンサルタント業、デザイン業、広告業、獣医学、建築設計業
M 宿泊業、飲食サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業	ホテル、旅館、食堂、レストラン、配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	N 生活関連サービス業、娯楽業	クリーニング、美容室、旅行代理業、映画館、フィットネスクラブ、遊園地
O 教育、学習支援業	O 教育、学習支援業	学校、公民館、図書館、博物館、美術館、職業訓練施設、学習塾
P 医療、福祉	P 医療、福祉	病院、保健所、老人ホーム
Q 複合サービス事業	Q 複合サービス事業	郵便局、協同組合
R サービス業(他に分類されないもの)	R その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、職業紹介業、労働者派遣業、ビルメンテナンス、神社、外国公務
S 公務(他に分類されるものを除く)	S 公務	国会、裁判所、中央官庁、地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場
T 分類不能の産業	T 産業不詳	